

内共第 1 7 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、内共第 1 7 号第 5 種共同漁業権にかかわる漁場（以下「漁場」という）の、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、やまめ、うなぎ、おいかわをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動植物の保護培養若しくは組合員又は他の遊漁者(第 1 項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同上第 2 項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・穴釣	1 本（うなぎは 3 本以内、こい、ふなは 5 本以内）
竿 釣	1 本（うなぎは 3 本以内、こい、ふなは 5 本以内）
カ セ 針	1 人 30 本以内
ヤ ス	1 人 1 本
あゆ引きかけ・蚊針	1 人 1 本
延 縄	1 人 4 張以内 1 張の長さ 10m 以内
筒 釜	1 人 30 本以内
投網（船打は除く）	15cm につき 11 節未満（おいかわは 13 節以下）の太目の網、長さ 5m 以内

- 2 ア 上記の規則にかかわらず、くるそん区域においては竿釣のみとする。
イ 漁場における不在の置竿は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 (蚊針は3月1日から5月31日までは禁止)
うなぎ	4月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

- 2 前項の公表は、えびの市広報に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
飯野橋堰堤上流50mから下流200m	1月1日から12月31日まで
湯田橋堰堤	〃
真 幸 堰	〃

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
や ま め	15センチメートル
う な ぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、手釣り、竿釣りの場合において遊漁者が小中学生及び身体障害者のときは無料とする。

手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料			
あ ゆ	手釣、竿釣（蚊針を含む）、ヤス	1 日	1 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
	あゆ引きかけ	1 日	1 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
	投 網	1 日	1 0 0 0 円	1 年	4 5 0 0 円
ふ な	手釣、竿釣、ヤス	1 日	1 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
	投 網	1 日	1 0 0 0 円	1 年	4 5 0 0 円
や ま め	手釣、竿釣（蚊針を含む）、ヤス	1 日	1 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
う な ぎ	〃 （かせ針を含む）、ヤス	2 日	2 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
	延 縄	2 日	2 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円
	筒 釜	2 日	2 0 0 0 円	1 年	3 5 0 0 円

- 2 遊漁料の納付は、内共第 1 7 号共同漁業権内漁業協同組合事務所又はその指定する場所においてしなければならない。ただし、手釣り、竿釣り又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証（腕章を含む）を携帯し、漁場監視員が確認できる状態で遊漁しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

手釣・竿釣・ヤス又は投網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは 5 0 0 円を加算する。

附 則

1 この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

附 則

この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

遊 漁 承 認 証

表	裏						
No. 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">遊漁者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">年令</td> </tr> </table> 承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発 行 者 川内川上流漁業協同組合 ㊞	遊漁者	住所			氏名	年令	注 意 事 項 1 2 3
遊漁者	住所						
	氏名	年令					

様式第 2 号

漁 場 監 視 員 証

表	裏				
No. 漁 場 監 視 員 証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年令</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住所</td> </tr> </table> 有効期間 発 行 者 川内川上流漁業協同組合 ㊞	氏名	年令	住所		注 意 事 項 1 2 3
氏名	年令				
住所					